敷地概要図

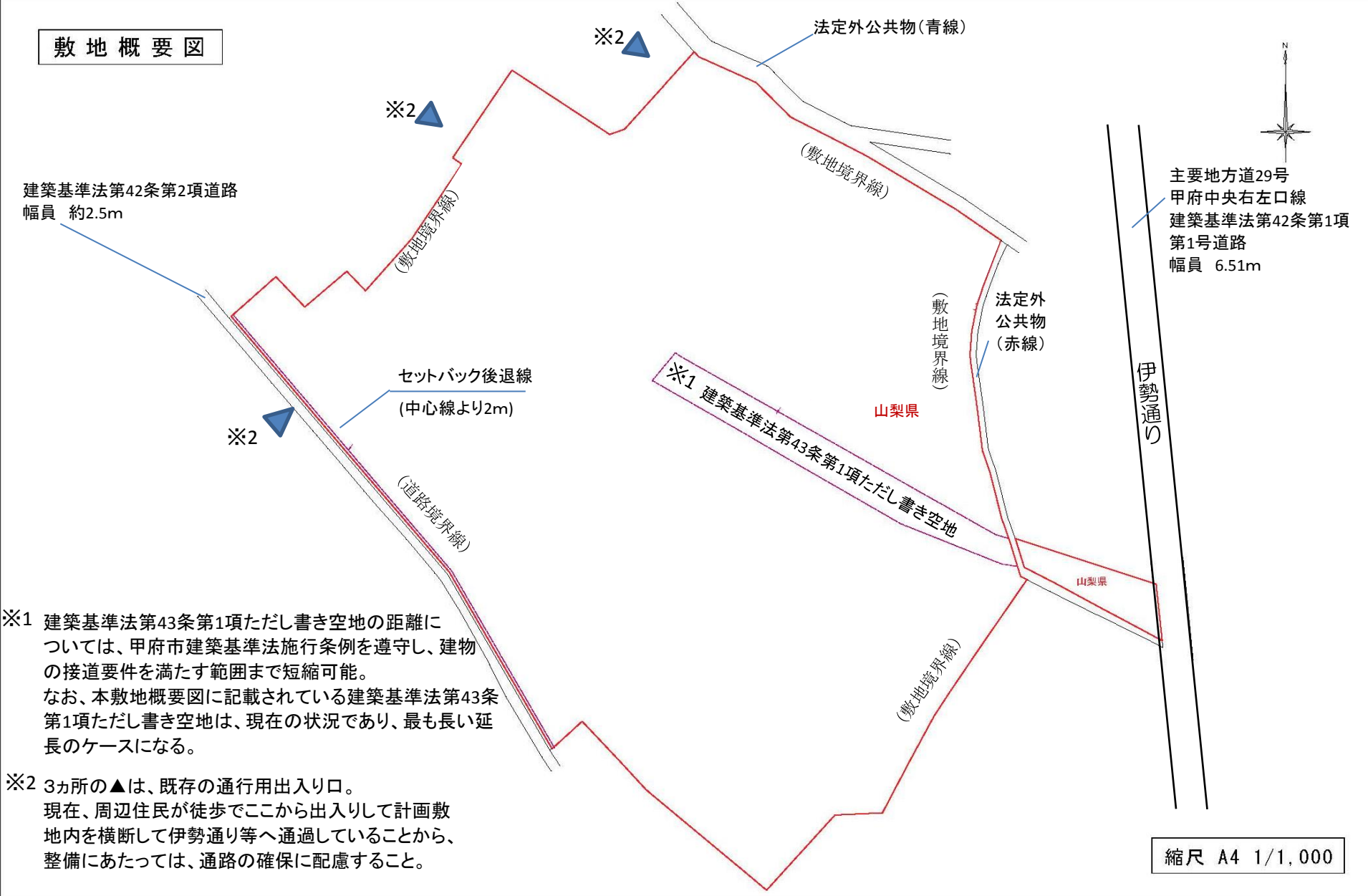

※1　建築基準法第43条第1項ただし書き空地の距離については、甲府市建築基準法施行条例を遵守し、建物の接道要件を満たす範囲まで短縮可能。
なお、本敷地概要図に記載されている建築基準法第43条第1項ただし書き空地は、現在の状況であり、最も長い延長のケースになる。

※2　3ヵ所の▲は、既存の通行用出入り口。
現在、周辺住民が徒歩でここから出入りして計画敷地内を横断して伊勢通り等へ通過していることから、整備にあたっては、通路の確保に配慮すること。

縮尺　A4　1/1,000